

事 務 連 絡
平成 2 5 年 3 月 7 日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める
件の一部改正について

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部
を改正する件（平成 2 5 年厚生労働省告示第 3 9 号）が本日付けで別紙のとおり公布
され、本日から適用されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺
漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

労働者災害補償保険法の保険給付の請求書の様式は、労働者災害補償保険法の施
行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和 3 5 年労働省告示第 1 0 号）
によって定められている。

今般、郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条
に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）への振込が行える保険給付の範囲の
拡大に伴い所要の改正を行ったものである。

2 改正内容

郵便貯金銀行への振込指定をした場合の振込口座の記載方法を追記するもの。
改正の詳細は以下のとおり。

○ 改正様式

- ① 様式第 7 号（1）
- ② 様式第 7 号（2）
- ③ 様式第 7 号（3）
- ④ 様式第 7 号（4）

- ⑤ 様式第 8 号
- ⑥ 様式第 1 6 号の 2 の 2
- ⑦ 様式第 1 6 号の 5 (1)
- ⑧ 様式第 1 6 号の 5 (2)
- ⑨ 様式第 1 6 号の 5 (3)
- ⑩ 様式第 1 6 号の 5 (4)
- ⑪ 様式第 1 6 号の 6

○ 新旧 (傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
(各様式表面) 口座番号 <u>又は記号番号 (左ヅメ)</u>	(各様式表面) 口座番号 <u>(左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号 (5 桁) は左詰め、番号は右詰め で記入し、空欄には「 0 」を記入。)</u>

明治二十五年三月二十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三三）

〔規 則〕

○人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九一五五―一一五）

〔訓 令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二三）

〔告 示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業三、四）
○日本国に帰化を許可する件（法務九七）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学二四）

〔文部科学二四〕

○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件の一部を改正する件（同二五）
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同二六）

〔同二六〕

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働三九）

〔厚生労働三九〕

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（同四〇）

〔同四〇〕

○厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件（同四一）

〔同四一〕

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第五項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率を定める件の一部を改正する件（農林水産五二四）

〔農林水産五二四〕

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二一一）

〔国土交通二一一〕

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同二二二）

○監理技術者講習の全部の廃止の届出があった件（同二二三）

〔同二二三〕

○監理技術者講習の登録事項の変更の届出があった件（同二二四）

〔同二二四〕

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同二二五）

〔同二二五〕

○航路標識に関する件

〔海上保安庁五五〇五八〕

○都市計画に関する件

〔東北地方整備局四一〇四三〕

○都市計画に関する件

〔関東地方整備局七三〕

○浄化槽の型式を認定した件

〔中部地方整備局四四〕

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同四五）

〔同四五〕

○道路に関する件

〔四国地方整備局一六〕

○国会事項

〔人事異動〕

○外務省

〔皇室事項〕

○官庁報告

〔官庁事項〕

○貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）

〔金融庁〕

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

○厚生労働省告示第三十九号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第三十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができ、

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

様式第七号（一）（表画） 様式第七号（一）（表画） 様式第七号（三）（表画）及び様式第七号（四）（表画）中「①口座番号又は記号番号（左ヅメ）」と「②口座番号（左詰め。あうちよ銀行の場合は、記号（5桁）は左詰め、番号は右詰めして記入し、空欄には「0」を記入。）」とあるを、

様式第八号（表画）中「③口座番号又は記号番号（左ヅメ）」と「④口座番号（左詰め。あうちよ銀行の場合は、記号（5桁）は左詰め、番号は右詰めして記入し、空欄には「0」を記入。）」とあるを、様式第十六号（二）（表画）中「⑤口座番号又は記号番号（左ヅメ）」と「⑥口座番号（左詰め。あうちよ銀行の場合は、記号（5桁）は左詰め、番号は右詰めして記入し、空欄には「0」を記入。）」に改める。

様式第十六号（一）（表画） 様式第十六号（一）（表画） 様式第十六号（三）（表画）及び様式第十六号（四）（表画）中「⑦口座番号又は記号番号（左ヅメ）」と「⑧口座番号（左詰め。あうちよ銀行の場合は、記号（5桁）は左詰め、番号は右詰めして記入し、空欄には「0」を記入。）」とあるを、

様式第十六号（六）（表画）中「⑨口座番号又は記号番号（左ヅメ）」と「⑩口座番号（左詰め。あうちよ銀行の場合は、記号（5桁）は左詰め、番号は右詰めして記入し、空欄には「0」を記入。）」に改める。

○厚生労働省告示第四十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十項及び第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

第23号を24号とし、15から22までを16から23と、14の次に次のように加える。

15 ノゾフルエンザウイルスA型ノゾフルエンザウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007（H5N1）

第24号を第25号とし、第25号を第26号とする。

第1中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第114号。以下「法」という。）」とあるを「法」とする。

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アシナウイルス属ノゾフルエンザ（Candid#1）とする。

○厚生労働省告示第四十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の二第二十二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める安全キヤニスト等の規格（平成十九年厚生労働省告示第二四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

第2号を第4号とし、第2の次に次のように加える。

第3 規則第31条の2第12号の厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格 J I S T 8122（生物学的危険物質に対する防護服一種類及び試験方法）に規定する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のものとする。

○農林水産省告示第五十二号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第五項の規定に基づき、平成二十二年二月十八日農林水産省告示第三百四十二号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第五項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月七日

農林水産大臣 林 芳正

別表第一を次のように改める。

年 齢	性 別			
	男	子	女	子
60歳	生存数 91308	死亡数 739	生存数 95508	死亡数 325
61歳	90568	804	95184	352
62歳	89764	862	94831	380
63歳	88902	922	94451	409
64歳	87980	986	94041	437
65歳	86994	1056	93604	466
66歳	85938	1134	93138	501
67歳	84804	1216	92637	541
68歳	83588	1298	92097	584
69歳	82290	1386	91513	634
70歳	80904	1490	90879	697
71歳	79413	1607	90183	772
72歳	77807	1732	89411	859
73歳	76074	1876	88552	959
74歳	74199	2043	87592	1072
75歳	72156	2228	86520	1195
76歳	69928	2432	85326	1330
77歳	67496	2645	83996	1481
78歳	64851	2866	82515	1655
79歳	61985	3083	80861	1847
80歳	58902	3279	79014	2054
81歳	55622	3453	76960	2275